

【政令別表第1】

(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場 等
	ロ	公会堂、集会所 等
(2) 項	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ その他これらに類するもの
	ロ	遊技場、ダンスホール 等
	ハ	性風俗営業店舗 等
	ニ	カラオケ 等
(3) 項	イ	待合、料理店 その他これらに類するもの
	ロ	飲食店 等
(4) 項		百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5) 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所 その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅 等
(6) 項	イ	病院、診療所又は助産所 等
	ロ	特養老人ホーム 等
	ハ	デイサービス、保育所 等
	ニ	幼稚園又は特別支援学校 等
(7) 項		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校 その他これらに類するもの
(8) 項		図書館、博物館、美術館 その他これらに類するもの
(9) 項	イ	特殊浴場 等（公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 その他これらに類するもの）
	ロ	一般浴場 等（9 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場）
(10) 項		駅舎 等
(11) 項		神社、寺院、教会 その他これらに類するもの
(12) 項	イ	工場又は作業場 等
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ 等
(13) 項	イ	自動車車庫又は駐車場 等
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫 等
(14) 項		倉庫 等
(15) 項		前各項に該当しない事業場（事務所、美容室 等）
(16) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16) 項の2		地下街
(16) 項の3		準地下街
(17) 項		文化財
(18) 項		延長 50 メートル以上のアーケード
(19) 項		市町村長の指定する山林
(20) 項		総務省令で定める舟車

…特定用途防火対象物

…非特定用途防火対象物